

奨学生募集手順

奨学生の出願

奨学生の給付を受けようとする者は、次の(1) (2) (3) (4) (5)を令和8年3月19日(木)までに教育委員会の教育総務課に提出する。

- (1)正子奨学基金給付願(様式第1号)
- (2)高等学校長の作成した調査書
(卒業年度・学業成績・修得単位が明記されたもの)
- (3)生計を一にする世帯員全員の住民票の写し
- (4)生計を一にする世帯員全員の所得課税証明書
- (5)生計を一にする世帯員全員の町税等の完納証明書
((4) (5)においては、義務教育就学前及び就学中の児童は除く。)
- (6)課税台帳等調査同意書

※ 申込者が多数の際には、不採用となる場合もありますので、ご了承ください。

奨学生の決定

上記の提出資料を基に奨学生を決定し、採用又は不採用を採用通知又は不採用通知にて通知するものとする。

誓約書等の提出

奨学生に採用された者は採用通知を受けた日から10日以内に連帯保証人と連署した誓約書(様式第4号)及び在学証明書を提出する。

奨学生の給付

5月末日迄に給付します。

在学証明書等の提出

奨学生は在学中、修学年度毎に在学証明書、成績証明書、保護者の住民票を提出する。提出期日は4月15日まで。

異動等の届出

・奨学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、異動届(様式5号の1又は2)を提出する。

- (1)休学、復学、転学又は退学したとき
- (2)本人、連帯保証人の身分、その他重要な事項に異動があったとき

奨学生の返還

奨学生は、次の(1) (2) (3)のいずれかに該当したときは、給付を受けた奨学生の全額を返還しなければならない。

- (1)退学又は休学が正当な理由でないとき
- (2)成績又は素行が不良となったとき
- (3)保護者が給付決定日から3年以内に町外に転出したとき